

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

越前市長

殿

申請者 施設名

氏名

役職 園長・採用担当者(○を付す)

越前市保育士等人材バンク登録者一覧閲覧申込書

越前市保育士等人材バンク事業実施要綱第7条第2項の規定により、越前市保育士等人材バンク登録者一覧の閲覧を申し込みます。

なお、閲覧に際しては、市職員の指示に従うとともに、閲覧により知り得た情報は、他に漏らしません。

越前市長

殿

施設名

氏名

印

越前市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書

越前市保育士等人材バンク事業実施要綱第8条第1項の規定により、越前市保育士等人材バンク登録者情報の提供について申し込みます。

(提供を希望する登録者)

登録者番号	資格・免許	登録者番号	資格・免許

なお、越前市保育士等人材バンク登録者情報の提供を受けるにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 登録者を採用するに当たっては、当方の責任において面接を行い、採用します。
- 2 提供を受ける越前市保育士等人材バンク登録者情報については、個人情報との認識のもと、越前市保育士等人材バンク事業実施要綱第11条の規定を遵守します。

【越前市保育士等人材バンク事業実施要綱第11条】

(個人情報の保護)

第11条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令に定めるところによる。

- 2 園長等は、第8条第2項の規定により提供された提供登録申込書を適切に管理し、これを園長等が管理する保育所等から持ち出してはならない、
- 3 園長等は、提供登録申込書を複写し、又は複製してはならない。
- 4 園長等は、提供された個人情報を他人に漏らし、又は登録者の採用以外に使用してはならない。
- 5 園長等は、提供登録申込書の利用を終了した際には、その都度確実な方法で廃棄し、その旨を市長に報告しなければならない。